

京都市消防局訓令乙第7号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防団員服装規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市消防局長 長谷川 純

第11条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「腕章」を「防火運動章」に改め、同条第1号中「常装」の右に「又は活動服装」を加える。

別表第1の1帽子の項中

防 火 帽					▲	▲
訓 練 用 防 火 帽					▲	▲

を

防 火 帽					▲	▲
-------	--	--	--	--	---	---

に

改め、同表衣服の項中

訓 練 用 防 火 衣					▲	▲
-------------	--	--	--	--	---	---

を

削り、同表付属品等の項中「腕章」を「防火運動章」に改める。

別表第2の1付属品等の項中「腕章」を「防火運動章」に改め、同表備考1を削り、同備考2を同備考1とし、同備考3を同備考2とする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)